

## 南国市DX推進支援業務の委託に関するプロポーザル実施要領

### 1. 事業の概要

(1) 事業名 南国市DX推進支援業務

(2) 事業の目的

総務省が策定した「自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画」に基づき、デジタルを活用した住民の生活の質の向上及び職員の負担軽減を図るための取り組みを着実に推進できるよう、本市のDX推進を支援する企画提案を募集する。

(3) 業務内容

別に定める「南国市DX推進支援業務の委託に関する仕様書（別紙1）」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

(4) 委託期間 契約締結の日から令和5年3月31日まで

2. 見積限度額 7,000,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

### 3. 決定方法

(1) プロポーザルへの参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は指定期日までに市に参加申込みを行い、市から参加資格を有すると認められた者（以下「参加者」という。）がプロポーザルに参加できるものとする。

(2) 参加者は、指定期日までに市に企画提案書等を提出したのち、提案内容について市職員で構成する審査委員会の審査を受けるものとする。

(3) 市は、審査の結果、得点が上位1位となった者を「候補者」として選定し、原則として企画提案の内容をもとに、候補者と期間を定めて契約締結に向けた協議を行うものとする。

### 4. 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) この告示の日から契約締結までの間に、南国市から指名停止等の措置を受けたことがない者であること。

(3) 市税等を滞納していないこと。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
- (6) 南国市事業等に係る契約からの暴力団の排除に関する規則第 3 条第 1 項各号に該当する者でないこと。
- (7) 令和 4 年 3 月 31 日までの 3 年間に於いて、市町村の D X 推進に関する業務の受託実績を有する者であること（業務完了日が上記の期間に属すること）。

## 5. 参加申込・資格審査

### (1) 参加申込書の提出

- ① 提出期限 令和 4 年 4 月 4 日（月）正午必着
- ② 提出部数 1 部
- ③ 提出場所 〒783-8501 南国市大塚甲 2301 番地  
南国市企画課（担当 小野）  
電話(088)880-6553  
メールアドレス n-kikaku@city.nankoku.lg.jp
- ④ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留に限る）によること。郵送による提出の場合は、提出期限までに必着のこととし、持参による提出の場合は、南国市役所開庁日の午前 9 時から正午まで、及び午後 1 時から午後 5 時までとする。
- ⑤ 提出書類 次の書類を提出すること。

提出書類名	提出上の注意
参加申込書（様式第 1 号）	官公署に登録のある印により押印すること。
会社概要書（様式第 2 号）	
業務実績書（様式第 3 号）	
印鑑証明書	参加申込書（様式第 1 号）に押印した印にかかる印鑑証明書。（官公署が発行するもので、発行から 3 か月を超えないものに限る）
市税等の滞納のない証明書	市区（都）町村の発行する滞納のない証明書。（発行から 3 か月を超えないものに限る） 南国市で課税のない場合、法人にあつては本店所在地、個人にあつては住所地のもの。
暴力団排除に関する誓約書 及び照会承諾書	

## (2) 資格審査

市は、受け付けたプロポーザル参加申込書等により、参加希望者が資格要件を満たしているかについて審査を行い、参加資格確認の結果について、「参加資格審査結果通知書」（様式第4号）により、令和4年4月11日（月）までに参加希望者に通知を郵便にて発送するものとする。

ただし、本要領に定める参加資格を満たさないこと又は失格事項に該当することが業務委託の契約締結日までに判明した者については、本通知の効力は生じなかったものとみなす。

## 6. 質疑・回答

### (1) 質疑の方法等

本事業に関する質疑については、次のとおり受け付ける。（必ず着信確認を行うこと。）

ア 提出期限 令和4年4月4日（月）正午

イ 提出方法 質問書（様式第5号）による電子メールでの提出に限る。  
電話による質問は受け付けない。

ウ 提出場所 上記「5.（1）③」に同じ。

### (2) 質疑に対する回答

質問に対する回答は、令和4年4月8日（金）午後5時までに南国市ホームページに掲載する。

## 7. 企画提案書について

### (1) 企画提案に必要な書類

企画提案書は、別に定める仕様書の内容を踏まえ、次に定めるところにより作成し提出するものとする。企画提案は1者につき1件とする。

#### ①企画提案書

企画提案書はA4ファイルに綴じて、ファイルの表紙又は背表紙に参加者名を明記すること。内容については、下記の提案課題に即して具体的に提案すること。

【提案課題1】業務の工程

【提案課題2】人材育成

【提案課題3】業務最適化・情報セキュリティ支援

【提案課題4】南国市DX推進計画及び実施計画策定

【提案課題5】業務の実施体制（様式第6号）

【提案課題6】成果物の概要

なお、企画提案書等に記載された内容については、②見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

②見積書及び見積内訳書

履行期間内に本業務内容を実施するための費用を見積限度額の範囲内で、見積書（様式第7号）により作成すること。見積書には、消費税及び地方消費税相当額を含む金額を記載し、参加申込書に押印した印鑑を押印すること。

③提出部数 企画提案書 10部（正本1部、副本9部）及び電子データ（PDF形式）  
見 積 書 1部

(2) 企画提案書の提出

①提出期限 令和4年4月19日（火）正午必着

※提出期限後の訂正または修正は認めない。

②提出場所 上記「5.（1）③」に同じ

③提出方法 郵送、または持参による。ただし、送達方法は問わない。持参以外の場合は送達の確認を行うこと。

(3) 提案書に対する質問

提案書等の内容について、市が参加者に問い合わせを行った場合は、問い合わせを受けた参加者は速やかに回答するものとする。

8. 企画提案（プレゼンテーション・ヒアリング）及び審査

(1) 選定方法

候補者の選定は、提出された提案書に基づくプレゼンテーション・ヒアリングにより、市職員で構成する審査委員会において委員の過半数の出席のもと審査を行うものとし、別紙2の評価基準に基づき採点する。

なお、提案者のすべてが得点60点（以下、「基準点」という。）に満たない場合には候補者なしとする。

※最高得点者の合計点と同じ場合は、くじにより決定する。

(2) 実施日時 令和4年4月26日（火）（予定）

※日時については別途通知する。

(3) 実施場所 南国市大埦甲2301番地（市役所庁舎内会議室を予定）

(4) 実施時間 1者につき40分間程度 プレゼンテーション 20分程度  
ヒアリング 20分程度

(5) 出席者 1者につき5名までとする。

※業務責任者となる予定の者は原則として出席すること。

(6) 使用機材 パソコン等の準備は提案者側で行うこと。

なお、プロジェクター・スクリーン及びホワイトボードは本市で用意が可能なので必要があれば申し出ること。

## 9. 審査結果の通知

候補者として選定した参加者に対しては、書面（様式第8号）によりその旨を通知するとともに、選定されなかった者に対しては、書面によりその旨と理由を通知する。

ただし、候補者とされた者が、本要領に定める参加資格を満たさないこと又は失格事項に該当することが業務委託の契約締結日までに判明した場合には、候補者選定の効力は生じなかったものとみなす。

なお、この場合において、候補者の地位は、別途の選定手続きを要することなく、候補者選定審査において基準点を満たす次点の者に移転する。

## 10. 日程

日 時	内 容
令和4年3月28日（月）から	公募開始（公告）
令和4年4月4日（月）正午まで	参加申込書・質問書の提出期限
令和4年4月8日（金）	質問に対する回答
令和4年4月11日（月）	参加資格審査結果通知
令和4年4月19日（火）正午まで	企画提案書等資料提出期限
令和4年4月26日（火）（予定）	プレゼンテーション等
令和4年4月28日（木）（予定）	審査結果の通知

## 11. その他

### （1）候補者としての地位

市は候補者として選定した者と契約締結に向けて協議を行い、協議が整った場合には地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約にて、本業務の実施に係る委託契約を締結することを原則とする。なお、候補者の選定をもってその企画提案書や見積書等に記載されたすべての内容を承諾するものではない。

### （2）費用負担

参加申込・企画提案等に要する一切の費用は、参加者又は参加希望者の負担とする。

### （3）失格事項

参加希望者、又は参加者、候補者が、以下のいずれかに該当する場合は、失

格とする。

- ①提出書類の提出が期限を過ぎた場合
- ②提出書類に虚偽の記載がある場合
- ③審査の公平性を害する行為があった場合
- ④提案上限額を超える見積書を提出したとき
- ⑤その他、本要領の趣旨に反すると認められる場合

(4) その他

- ①市が必要と認めたときは、参加希望者又は参加者に対し、追加資料の提出を依頼する場合がある。
- ②提出された書類は返却しない。
- ③提出された書類は提出者に無断で本プロポーザル以外に使用しない。
- ④本業務の代金の支払い時期は、本業務の履行検査後とする。
- ⑤企画提案書の記載内容に実現できない内容が含まれていた場合は、本業務の受注者とししないことがある。

12. 問い合わせ先

上記「5. (1) ③」とする。